

竹崎季長と霜月騒動、岩門合戦

佐藤 鉄太郎

A Study of Takezaki Suenaga, Simotuki Soudou & Iwato Katusen

Tetutarou SATOU
(1995年12月13日 受理)

一 竹崎季長と安達泰盛、少貳景資

霜月騒動で討伐された安達泰盛とも、霜月騒動に連動して起された岩門合戦で討伐された少貳景資とも竹崎季長は旧知の間柄であったことはよく知られている。このような安達泰盛、少貳景資が討伐されたことについて、竹崎季長は如何なる感をいだいたのであろうか。また、如何なる対応を示したのであろうか。鎌倉幕府による安達泰盛と少貳景資の討伐に際しての竹崎季長の対応についてみる。

まず初めに竹崎季長と安達泰盛の関係についてみてみよう。竹崎季長と安達泰盛との関係についてはよく知られている。しかし、両者がどういう関係で存在していたかについて今一步突っ込みが不足しており、一般論の域を出ていない。今一度両者がどういう関係にあったか具体的に考察してみる。

また、竹崎季長と安達泰盛との関係は両者だけの特別な関係ではなく、安達泰盛と九州の武士との係りの一例であろう。従って、竹崎季長と安達泰盛との関係をみるためには竹崎季長以外の九州の武士と安達泰盛との関係についてもみてみなければならないであろう。竹崎季長以外の九州の武士と安達泰盛との関係が如何なるものであるかを明らかにすることによって、そのような関係から竹崎季長と安達泰盛との関係を浮び上がらせることができるからである。

蒙古襲来絵詞の詞八に

同四日 あまなわのたちにさんするにひせん
くへの御け人なかのゝとう二郎こきりものにて
めしつかはれしか すゑなかにたいめんしてきのふ
御ていちう候けるかととふにかたゝ御ふきやうに
申候へともとり申されず候をもてちきに申

とある。詞八に以上のように記されているように、鎌倉の甘繩の安達泰盛の邸に仕えている九州の武士に肥前国の御家人中野藤二郎がいる。中野藤二郎は肥前国の御家人でありながら安達泰盛から「こきりものにてめしつかはれし」と竹崎季長が記しているように、その才覚に目を付けられて安達泰盛と主従関係をむすんでいるのである。中野藤二郎は安達泰盛に目を掛けられて安達泰盛と主従関係をむすんだのであり、このことは安達泰盛が積極的に優れた人材を選んで主従関係を拡大している状況を物語っているであろう。

ついでながら少し肥前国の中野氏についてみてみよう。

江戸時代の寛保年間、佐賀藩が各家臣に対してそれぞれの家の歴代の戦功について差出せた戦功書がある。その佐賀藩の戦功書に中野数馬がおり、その中野数馬の戦功書に以下の事が記述されている。

私先祖中野神右衛門始之名式部、元後藤貴明一族于て御座候處、貴明と養子惟明不和ニ而天正二年父子及一戦候節、中野一類惟明ニ相隨敗軍付而、神右衛門流浪仕候を、直茂様被召出段ゝ御奉公仕候趣、・・・)

中野数馬の先祖の中野神右衛門は後藤貴明の一族であったと記しているのである。後藤貴明は肥前国武雄塚崎を本拠地とした著名な国人領主であり、先祖は鎌倉御家人である。中野数馬の先祖はこのように鎌倉御家人に系譜をひく国人領主の後藤貴明の一族であるとしているのである。即ち、中野氏は鎌倉御家人の後藤氏の庶流であったとしてい

るのである。但し、中野数馬の先祖神右衛門は天正二（1574）年、後藤貴明とその養子惟明が対立した時、惟明に随った。ところが惟明が貴明に敗北してしまったために、中野神右衛門も没落してしまったとしているのである。

それでは中野氏が後藤氏から分かれたのは何時頃であろうか。

姓氏家系大辞典は後藤氏の項でその間の事情を物語る文を北肥戦誌と後藤家事蹟を引いて触れているので、その文をそのまま借用してみる。²⁾

北肥戦誌は建治二（1276）年條に「後藤三郎氏明、同伯父塚崎十郎定明、子息中野五郎頼明・・・」と記し、更に、後藤家事蹟は「七代介政明、八代次郎直明、第十郎定明を磐井の砦に置き、中野村を與ふ。その子を五郎頼明・・・」と、記している。

北肥戦誌、後藤家事蹟は後世の成立であり、その記すことについては慎重に扱わなければならないであろう。しかし、ここに引用している程度の内容についてはほぼ信用して宜しいのではなかろうか。

北肥戦誌は後藤三郎氏明の伯父塚崎十郎定明の子五郎頼明を中野五郎頼明と記し、頼明の代頃より中野姓を始めている。更に後藤家事蹟は後藤次郎直明が第十郎定明に中野村を与え、定明が中野村を領するようになり、その定明の子を頼明としている。北肥戦誌、後藤家事蹟が以上のように記しているように、後藤次郎直明の第十郎定明が中野村を領するようになった頃か、その子頼明の頃に中野氏は後藤氏から分かれて中野を名字とするようになったのであろう。時期的には北肥戦誌が記す建治二年よりも少し古い時期であろう。因に中野とは杵島郡中野村のことであり、現佐賀県武雄市中野のことである。中野は武雄市の中心部の近郊であり、黒尾山の麓の集落である。

肥前国の中野氏については以上の後藤氏の庶流の中野氏の他に、別項で記した有浦家文書の貞和二年十一月二十六日付の「肥前国河副庄配分松浦一族等交名事」に記されている中野四郎任がいる。³⁾中野四郎任は肥前国河副庄配分について、松浦一族とともに記されているので松浦党の一族である。

肥前国の中野氏については、以上のように鎌倉御家人であった肥前国武雄を本拠地とした後藤氏の庶子であった中野氏と松浦党であった中野氏がみられるが、蒙古襲来絵詞が記している安達泰盛に仕えていた肥前国御家人中野藤二郎は松浦党の中野氏よりも、後藤氏の庶子の中野氏であろう。

更に蒙古襲来絵詞の絵十三に次のような注記が記されている。

季長がひやうせんニ

いきのまつ

はらよりの

りける人ゝ

ひたの二郎 ひてたゝハしんるい

ひてたゝ わかたふ五人ておいて

をのゝ大しん そくせんのにりうつ

りてふんとりして

らいせう くゑんしやうにもる

やいこめの

五郎 くゑんしやうにあつかる

みやはら三郎 くゑんしやうにあつかる

潤七月五日

御くりやの

かいしやうかつ

せんにとり

のとき于お

しむかてかつ

せんをいたす

らいせうは

とゝのかつせん

于ちうをいた

すといへとも

ゑちせん殿の

ひくわんのかくに
よてくゑん
しやうにもる

この注記に「らいせう くゑんしやうにもる」と、らいせうが記されている。そのらいせうは勳賞に濡れたことも記され、らいせうが勳賞にもれたことについて、「らいせうはとゝのかっせんちちうをいたすといへともゑちせん殿のひくわんのかくによてくゑんしやうにもる」と記している。

らいせうは「ゑちせん殿のひくわんのかく」であるために勳賞に濡れたと記しているのである。「ゑちせん殿」とは別項に記した「越前・司盛宗追討騒動之間」とあるように、霜月騒動、岩門合戦にともなって追討された安達泰盛の子盛宗である。安達盛宗は蒙古襲来頃より肥後国の守護であった安達泰盛の代官として九州に下向して来ていた。

らいせうは肥後国守護代安達盛宗と被官としての関係にあったのである。らいせうが肥後国守護代安達盛宗に被官としての関係にあったことはとりも直さず安達盛宗の父であり、肥後国の正守護であった安達泰盛の掌握の下で、らいせうは肥後国守護代安達盛宗と主従関係をむすんだ筈であろう。安達盛宗とらいせうとの主従関係は安達泰盛の守護としての管国であった肥後国内の武士と息子の守護代との間に結ばれた関係であり、当然、正守護であった安達泰盛の掌握の下に結ばれた関係であろう。即ち、肥後国守護代安達盛宗と肥後国の武士であるらいせうとの主従関係は、単に安達盛宗とらいせうとの主従関係にとまらず、肥後国の正守護安達泰盛→守護代安達盛宗→らいせうの関係と把えることができる。肥後国の武士のらいせうは安達泰盛によって掌握された武士であることができる。

それでは安達盛宗、延いては安達泰盛が被官として把握したらいせうとはどういう武士であろうか。らいせうは蒙古襲来絵詞の詞十四にも以下のように記されている。

頼承^{らいせう}ておひてのち、ゆみをすてなきなたをとりておしよせよ、のりうつらむとはやりしかとも、これも水手^{すいしゆ}ろをすておさゝりしほとにちからなくのりうつらさりし物なり。

弘安の役の初め、志賀島周辺の博多湾に停泊している蒙古の軍船を襲撃している場面についての詞書である。頼承の勇猛な戦い振りを余すところなく記しているであろう。竹崎季長は頼承の奮戦振りに感嘆したのでであろう。以上のように記しているのである。

更に竹崎季長は蒙古襲来絵詞の絵十三の注記にも「らいせうはとゝのかっせんにちちうをいたすといへとも」と、頼承は蒙古軍との度々の合戦に手柄を立てたと、頼承の勇猛な奮戦振りを記している。蒙古襲来絵詞に勇猛な奮戦振りを具体的に記された武士は蒙古襲来絵詞の製作者である竹崎季長本人とそれ以外は頼承のみである。蒙古合戦に於いて勇猛さと活躍を自負していた竹崎季長にとっても頼承の活躍振りは特別であったのであろう。

先に安達泰盛に仕えている肥前国御家人中野藤二郎についてみてみた。中野藤二郎はその才覚を安達泰盛に目を付けられて召し仕われるようになった。肥後国の武士である頼承はその勇猛さを安達盛宗、延いては安達泰盛に認められたのであろう。

以上のように安達泰盛は優れた才能の有る武士や、勇猛な武士等優れた能力のある武士に目を掛けて、それらの武士と主従関係を結び、被官を増している様子が読みとれるであろう。

それでは竹崎季長と安達泰盛との関係はどうであったのであろうか。まず安達泰盛が竹崎季長をどう見ていたかについて見てみよう。別項の「竹崎季長の生き方」で述べたことと一部重複することとなるが、安達泰盛が竹崎季長をどう見ていたかを明らかにするために敢えてもう一度安達泰盛が竹崎季長をどう評価していたかについてみる。

竹崎季長が建治元(1275)年十月三日、初めて安達泰盛の鎌倉の玉繩の館に庭中に参上し、意中を述べた翌日、再び竹崎季長は安達泰盛の館を尋ねた。その時竹崎季長は先に述べた肥前国御家人中野藤二郎に会ったが、中野藤二郎は竹崎季長に

御うちのしかるへき人々あまた候しなかにて、御ていちうのしたいおほせいたされ候て・・・きいのこはものなとたまむらにおほせ候て、こ日の御大事にもかけつとおほゆる。⁴⁾

と伝えた。別項で述べたように詞書のなかの竹崎季長の話しは少々割り引いて評価しなければならないであろう。しかし、中野藤二郎が竹崎季長に伝える安達泰盛の竹崎季長についての話は要を得ているといえるであろう。安達泰盛に従っている玉村等の多くの当時の有力な武士のなかで、つまり、安達泰盛はこれらの武士に聞かせるつもりで態態話したのであろう。このような方法が竹崎季長の気持ちを益々くすぐるからである。

更に竹崎季長を安達泰盛は「きいのこはものな」と、稀にみる勇者であると誉め挙げている。安達泰盛の竹崎季長に対するこのような評価が竹崎季長本人の耳に達した時、竹崎季長にとって決して嬉しくない筈はないであろう。

ところで安達泰盛が竹崎季長を「きいのこはものな」と、竹崎季長が稀にみる勇者であると評価していることについて、先にみたように肥後国の頼承が安達盛宗の被官として把握されたのはその勇猛振りをかわれたためであるが、

安達泰盛は竹崎季長も頼承と同様に稀にみる勇士としてその勇猛振りを評価しているのである。

また、とりわけ安達泰盛は竹崎季長について、「この御大事にもかけつとおほゆる」と、竹崎季長が将来緊急な事態が生じた場合、必ず役に立つのであろうと推察すると、将来を見越して竹崎季長の評価をしているのである。はからずも安達泰盛の被官づくりの本意を物語っているであろう。

ところで話はがらりと変わるが、竹崎季長が御恩奉行の安達泰盛に庭中するために鎌倉に着いたのは建治元年九月十二日である。そして、目的の安達泰盛に直接会見できたのは同年十月三日である。竹崎季長はその間

かた々ふきやうにつきて申すといへともちうけん一人はかりあひくして、わうしやくのありさまたるゆへに、せひけんさんにいるふきやうなかりしあひた、しんめいのかこならずよりほかは申たつへしともおほへさりし程に⁵⁾ という事情であったと語っている。こうした竹崎季長の状況に対して、安達泰盛の側からは竹崎季長に会見してやったという状況であったとすべきであったのではなからうか。竹崎季長が安達泰盛に会見できたのは、安達泰盛からすれば会見する必要は全く無く、安達泰盛の全くの好意であったのであろう。伝もなく、佞弱の有様であって、藁をもつかむ思いの竹崎季長にとってはこのような好意は大変感激すべきことであったであろう。安達泰盛の人心を収攬する性格がよく示されている。そして、竹崎季長は文永の役に於いては先押しをして疵を被っただけであり、分捕り討死の功はなかった。従って、恩賞を賜うことは出来なかった。にもかかわらず、安達泰盛はこのような竹崎季長に海東郷の地頭職を与えた。竹崎季長の勇者振りに将来性をみた安達泰盛の好意である。

竹崎季長はこのような安達泰盛の好意により、十一月一日、竹崎季長一人だけ見参所に召されて、海東郷拝領の下文を賜った。尚、この時百二十人が勤賞を賜ったが、これらの百二十人は大宰府を経て下文を賜り、竹崎季長一人だけが安達泰盛から特別扱いを受けて直接下文を賜ったのである。竹崎季長は安達泰盛から、このような扱いをしてもらったことについて大変感激している。

更に十一月一日、竹崎季長は海東郷を拝領する下文を賜った後、安達泰盛から馬と鞍を給った。黒栗毛の馬とその馬に小巴の鞍を置いて連着の鞆にしんせい轡を履せたとしている。安達泰盛は竹崎季長が文永の役での自らの活躍を安達泰盛に庭中するために肥後国から鎌倉に参ったが、その費用のために竹崎季長が馬と鞍を売って費用にあてたことを聞き知っており、それを搞うために安達泰盛は竹崎季長に馬と鞍を贈ったのであろう。ただ単に安達泰盛は竹崎季長に馬と鞍を贈ったのではない。このような竹崎季長の事情を知っていたためにこうしたことをおこなったのであろう。注目すべきは安達泰盛が竹崎季長のそのような身辺の事情を知っていたことであろう。安達泰盛は大変気配をする人物であったことを証明しているであろう。

このような安達泰盛の竹崎季長に対する配慮に対して、竹崎季長は大変感激している。蒙古襲来絵詞の詞十五で態態安達泰盛に対して竹崎季長は特別の感慨を記しているのである。

やすもりの御事^{くたしひみ} []カの人これをはんし申。 []をよそ []けんしやうにあ^{きゆうせん めんもく}つかる人 []百二十^よ余人 []なりといへともちき []に^{くたしひみ} 御下文を給はり御むまを給る事た []季長一人はかりなり、弓箭の面目をほと []こす^よ事なに事かこれ []にしかむ^よ 6)

安達泰盛の竹崎季長に対する以上のような配慮と扱いについて、竹崎季長は武士として名誉なことの上もないことであると感激しているのである。

武士が他の武士を盟主として仰ぐか否かはその武士が盟主たるに相応しいかどうかであろう。つまり武士にとってその盟主として仕える武士に我が身を委ねても安心できるということと、また、我が身の将来の発展につながる道であるということであろう。安達泰盛の竹崎季長に対する扱いと配慮を以上のようにみていると安達泰盛の下に多くの武士が家人として集まって来ているのは当然であろう。安達泰盛は竹崎季長の資質を評価し、竹崎季長がその気になりさえすれば、或は竹崎季長と気持ちか肝胆相照らし合えば、竹崎季長を家人として迎える気は十分にあったと考えることができるであろう。竹崎季長も安達泰盛の自らに対する配慮と扱いにいたく感激しているのであり、安達泰盛という人物に竹崎季長が大恩ある人物として、更に人間的にも魅かれたことは間違いないであろう。

次に竹崎季長と少貳景資との関係についてみてみよう。少貳景資が蒙古襲来絵詞の絵二に「太宰少貳三郎左衛門尉^{景資} むま具足にせる 其勢五百余騎」と記され、絵五に記された「白石六郎通泰 其勢五百余騎」と記された肥前国の白石六郎通泰の百余騎や、詞三に「そのせい百よきはかりとみえて」と記された肥後国の菊池武房の百余騎と比べて段違いに大きな武士団を構成しているのである。少貳氏が鎌倉時代の初め、鎌倉幕府が九州に派遣した下り衆であり、その下り衆でも最も有力であったとはいえ、少貳景資は少貳氏の惣領ではなく、庶子である。蒙古襲来絵詞の絵十五に二隻の兵船が描かれ、その内の一隻の兵船の注記に「少貳経資手物兵船」と記されている。このことは少貳経資の手物、即ち、少貳経資の率いる軍勢が存在していたことを示している。従って、少貳景資が率いていた軍勢五百余騎はあくまでも少貳景資の軍勢であり、惣領少貳経資の率いる軍勢とは別個の軍勢である。少貳景資は少貳氏の

庶子でありながら、九州の有力武士である肥前国の白石六郎通泰や肥後国の菊池武房が率いる百余騎と比較にならぬ程の大軍である五百余騎の軍勢を率いていたのである。

以上のように少貳景資が少貳氏の庶子でありながら、恐らく九州で最大規模の武士団を形成することができたのは少貳景資の才能と性格によるものであろう。

それでは少貳景資はどういう武士であったのか、竹崎季長との関係でみてみよう。

蒙古合戦の文永の役に於いて、竹崎季長は少貳景資の命令に従って、博多沖の浜で蒙古軍と合戦すべく待機していたが、蒙古軍が沖の浜まで押懸けて来るのを待っていたならば軍功を挙げることは出来ないとして、肥後国の武士のなかで先駆けをしようとして沖の浜を打ち出た。そうしたなかで少貳景資は沖の浜の小高い砂浜に鎧櫃に腰を下して陣を布いていた。その少貳景資の陣の前を竹崎季長主従は騎乗のまま通り過ぎようとしたところ、少貳景資の家人の太田左衛門が馬から下りて通れといった。それに対して竹崎季長は先駆けをするために先を急ぐと、馬から下りることを拒否し、馬に乗ったまま通り過ぎようとした。それに対して少貳景資は「たゞめされ候へ」と、竹崎季長が馬に乗ったまま通り過ぎることを咎めることなく、心よく許しているのである。竹崎季長が主従五騎の小勢で五百余騎の少貳景資の大軍勢の前を気負って、騎乗のまま通り過ぎるのを気持ちよく許しているのである。

このような少貳景資のパーソナリティーを竹崎季長が感じない筈はないであろう。竹崎季長は少貳景資を「たいしやうくんたさいのせうに三郎さへもんかけすけ」(詞一)、「日のたいしやうせうに三郎〇丞」(詞二)即ち、大將軍大宰少貳三郎左衛門景資、日の大將少貳三郎左衛門景資と表現している。

少貳景資の文永の役に於ける役割はともかくとして、大將軍や日の大將という呼称は竹崎季長の少貳景資に対する最大級の好意的心情を表しているといえるであろう。こうした竹崎季長の少貳景資に対する心情が竹崎季長のような小領主に対しても、大領主たる少貳景資が「たゞめされ候へ」と気遣ってくれた思い遣りを感じ取った所以であることはいう迄もないであろう。

更に竹崎季長は文永の役の時、鳥飼潟の塩屋で先駆けの功を挙げた。この合戦について竹崎季長は白石六郎通泰が証人となって少貳景資の引付に一番に付いた。しかし、竹崎季長のこの合戦での先駆けの活躍は少貳景資には認められず、竹崎季長の戦功は鎌倉には注進されなかった。先に竹崎季長と安達泰盛との関係で述べたように分捕討死の功でなかったために戦功と認められなかったのであり、当然のことであったのである。竹崎季長の文永の役の鳥飼潟の塩屋での合戦の働きは、安達泰盛も本来認めなかったように少貳景資の認めないとする判断が正しく当然であったのである。しかし、少貳景資は竹崎季長の先駆けの活躍を戦功と認めて引付に付けたのである。

このような全く異なった処理をした少貳景資と少貳景資との両者のどちらが武士に受け入れられるかは明らかであろう。先に竹崎季長が馬に乗ったまま自らの陣の前を通り過ぎることを少貳景資は認めた。小勢といえども相手を認めてやる少貳景資のパーソナリティーを端無くも示しているであろう。文永の役に於ける竹崎季長の鳥飼潟の塩屋に於いての合戦での活躍は本来戦功として認められない働きであったにもかかわらず、少貳景資はそれを認めて引付に付けてやったのである。このような少貳景資のパーソナリティーが少貳氏とはいえ、庶子でありながら、五百余騎という大軍勢を集め、率いることができた所以であろう。竹崎季長が少貳景資に対して少貳景資を蒙古襲来絵詞に於いて「大將軍」「日の大將」と最大級の誉め言葉を使って、安達泰盛に対してと同様な好意を抱いたのはこのような少貳景資のパーソナリティーの所以であろう。

以上、霜月騒動の当時者であった安達泰盛と、霜月騒動と期を一にして九州で起きた岩門合戦の当時者であった少貳景資について、両人がそれぞれ竹崎季長とどのような関係にあったのかについてみてみた。また、竹崎季長と安達泰盛との関係をみるために、竹崎季長と同じ九州の武士と安達泰盛との関係に枠を広げてそれについても見てみた。

安達泰盛は武士のなかで征夷大將軍につぐ秋田城介を世襲し、鎌倉幕府のなかでは執権北条時宗につぐ地位にあった人物である。少貳景資は庶子とはいえ、当時九州で最大の勢力と最大の政治的地位を有していて少貳景資の弟である。この両者に対して竹崎季長は九州の肥後国の小領主にすぎない。竹崎季長からすれば安達泰盛は勿論のことであるが、少貳景資もはるかに及ばぬ立場にあった人達である。竹崎季長はこのような立場にあった人達から思ふよらぬ温い処遇を受けたのである。竹崎季長が安達泰盛や少貳景資からこのような温い処遇をうけたことに対して感激し、好意をもったことは当然であろう。

二 各別の御下文と異国警固番役

更に竹崎季長の状況についてみてみよう。竹崎季長は庶子である。竹崎季長は肥後国の豪族である菊池氏の庶子であるとする論もある。蒙古襲来絵詞の詞四に文永の役の時、竹崎季長は赤坂を占領して陣を布いていた蒙古軍を攻撃するために博多沖の浜を出発し、赤坂に向かっていたところ、途中で赤坂を占領していた蒙古軍を追い陥して引き揚げて来る肥後国の菊池武房と行き交った。その菊池武房の勇しさに感じた竹崎季長は菊池武房に誰であるかを問うたところ、菊池武房は「ひこのくにきくちの三郎たけふさと申すものに候」と答え、竹崎季長は逆に菊池武房から「かくおほせられ候はたれ[四]ととふ」と、そう問うのはだれかと問われ、竹崎季長はその問いに「をなしきうちたけさきの五郎ひやうへすゑなかけ候」と答えた。この答えの「をなしきうち」が、竹崎季長が菊池武房と同族である。即ち、竹崎季長は菊池氏の一族であり、菊池氏の庶子であると考えられてしまったのである。但し、最近では竹崎季長が菊池氏の庶子であるとする考えはとられていないようである。

竹崎季長はその置文で「地頭左兵衛尉藤原季長（花押）」と署名している。⁷⁾ 菊池氏の先祖は菊池氏系図では藤原氏北家の藤原通隆であるとする。従って、竹崎季長も菊池氏も同じ藤原姓であるのである。先の「をなしきうち」という言葉はこの藤原姓を指しているのであろう。⁸⁾ しかし、竹崎季長が菊池氏の一族であり、菊池氏の庶子であるとは考えがたい。

それでは竹崎季長はどういう素生の庶子であろうか。

蒙古襲来絵詞の詞五、詞十六に以下のことが記されている。

同六月三日うの時、竹崎をたてのほるに（詞五）

関東、海東おなしもんしなり、よて海東を給はるへき・・・、同十一月一日御くたしふみを給はりて、あくる正月四日たけさきにつく。[同]海東に入部（詞十六）

竹崎季長は文永の役に於いて先駆けの功を挙げたにもかかわらず、軍功を認められなかった。そのため軍功を認めもらうよう庭中するために鎌倉へ出発した。その出発した地は詞五に記されているように竹崎である。また、安達泰盛に軍功を認められて海東郷を拝領する御下文を賜って帰着いたのは竹崎である。以上のことから竹崎季長が海東郷に入部する以前に本拠地としていたのは竹崎である。竹崎季長の名字が竹崎であることもそのことを物語っている。

竹崎季長についてはその系類も、系譜も全く不明である。竹崎季長については先祖も、また、子孫も明らかではない。ただ、竹崎季長が竹崎を名字としており、また後、名字の地の竹崎の地を離れ、海東郷に本拠地を移したことから、竹崎氏の一族であり、また、その竹崎氏の庶子であることは明らかであろう。但し、現在のところ肥後国竹崎を本拠地とした竹崎氏そのものについても記録は全くない。しかし、竹崎氏について記録が遺っていないとしても、竹崎季長が竹崎を名字として、猶且庶子であることから、竹崎氏の惣領が竹崎を本拠地と存在していたことは当然のことであろう。

肥後国竹崎の地は竹崎氏の名字の地であり、竹崎氏を名乗る竹崎氏の惣領がいて、その惣領の支配があったものであろう。それ故竹崎氏の庶子である竹崎季長が竹崎氏の惣領の支配から独立するには竹崎の地を離れる必要があったのであろう。竹崎季長はそうした事情から竹崎の地を離れて新しい所領の海東郷に入部したのである。竹崎季長が竹崎を名字としながら、海東郷に入部して以後そこを本拠地としたことはこのような事情を物語っているであろう。猶、話を元に戻すと、竹崎季長は菊池氏の庶子でも、それに連なる系譜でもない。肥後国竹崎を本拠地とした竹崎氏の庶子であるだけである。

このような竹崎季長は安達泰盛の好意により、文永の役に於ける鳥飼瀧の塩屋での先駆けの軍功を認められて、肥後国海東郷を恩賞地として賜り、その御下文を賜った。竹崎季長が新しく所領を賜り、その御下文を賜ったことは竹崎氏の庶子である存在から、後で述べるような各別の御家人であり、ほぼ独立した御家人であることを公認されたのである。従って、竹崎季長が安達泰盛の好意によって御領拝領の御下文を賜ったことは竹崎季長にとっては大変重要な意味をもつことであった。

ところで竹崎季長のような庶子は惣領とこの時期どういう関係にあったのであろうか。それについてみてみよう。

正安元（1301）年十二月二十五日、鎮西探題北条実政は肥前国御家人大河三郎幸資と大河孫太郎能幸との異国警固番役等についての相論を裁決した。

[]御家人大河三郎幸資 []孫太郎能幸相論大河村内 []師丸名警固番役等事

右、就訴陳状、欲有其沙汰之處、去月五日両 []和与狀畢、如幸繼狀者、避与田地伍段貳杖 []畠北 各名字職和号狀 []惣領幸

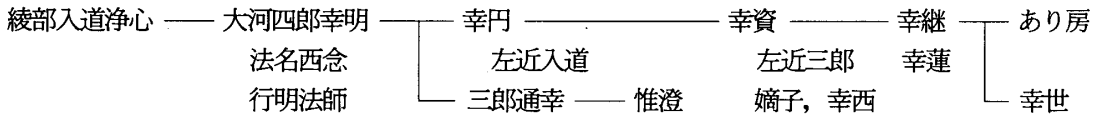
資之上者，條々止訴^{〔訟〕}畢，自今以後警固番役等，宜任能幸意也，^{〔〕}能幸狀同前，此上不及異儀，相互守彼狀，可^{〔〕}致沙汰候者，依仰下知如件

正安元年十二月廿五日

(北条実政)
前上総介平朝臣(花押)⁹⁾

大河三郎幸資と大河孫太郎能幸のそれぞれの略系図を大川文書に従って記すと次のようになる。大河三郎幸資と大河孫太郎能幸の関係は直接継がらない。しかし，大河三郎幸資は「惣領幸資」と記されているように大河氏の惣領であり，大河孫太郎能幸は庶子である。

肥前国高木西郷伊福大河両村惣領



肥前国高来西郷大河村^{〔〕}納言房僧覚明之分領

屋敷犬法師丸名^{〔〕}等地頭

僧覚明

犬法師丸名地頭——嫡子孫太郎能幸——あり房

大河孫三郎幸資は肥前国高来西郷伊福，大河両村の惣領であり，大河孫太郎能幸は肥前国高来西郷大河村犬法師丸名地頭である。大河孫太郎能幸は庶子ではあるが独立した地頭である。

これを竹崎季長と比べてみると，全く竹崎氏の内に於ける竹崎季長の立場と一致するであろう。竹崎氏のなかで竹崎季長が置かれている立場と同じ境遇である。大河孫太郎能幸は庶子とはいえ，大河村内の犬法師丸名の地頭であり，惣領の大河三郎幸資から独立傾向の強い庶子であったといえる。竹崎季長も独立した武士団を率いており，竹崎氏の惣領から独立的傾向の強い庶子であったといえる。

話を元に戻すと，肥前国御家人の大河三郎幸資と大河孫太郎能幸は異国警固番役について争った。論点は色々であったようであるが，つまるところは異国警固番役を勤仕するにあたって庶子の大河孫太郎能幸は惣領の大河三郎幸資の下で勤仕すべきであるということ，惣領の大河三郎幸資が鎮西探題に訴えたようである。

しかし，結局両者は庶子の大河孫太郎能幸が惣領の大河三郎幸資に田地五段貳杖，畠地等を避与えることにして和与となった。そして，異国警固番役については「自今以後警固役等，宜任能幸意也」と，庶子の大河孫太郎能幸の意に任せるとした。即ち，庶子の大河孫太郎能幸が異国警固番役等を勤仕するについては惣領の大河三郎幸資の支配の下から離れて独立して自由に勤仕して宜しいとしたのである。このことは形式的には和与の形をとっているが，実質的には鎮西探題の意志を反映したものである。鎮西探題は異国警固番役の勤仕については庶子の大河孫太郎能幸が惣領の大河三郎幸資から独立することを認めたのである。

もう少し惣領と庶子の関係についてみてみよう。正和元(1312)年十一月二十二日，鎮西探題北条政頭は肥前国々寺地頭又次郎長季法師法名浄光と中津隈六郎判官代法師法名寂妙妻明了との異賊警固番役以下事を裁決した。この史料は瀬野精一郎氏によって惣領と庶子の問題を表している史料として取り上げられ，¹⁰⁾川添昭二氏もこの史料の解説をおこなわれている等よく知られている史料である。¹¹⁾今一度この史料をみてみよう。

肥前国々分寺地頭又次郎長季法師^{〔〕}与中津隈六郎判官代法師^{〔〕}妻尼明了相論，異賊警固番役以下事

右，如浄光申者，当寺地頭職者祖父尊光譲与嫡子季高^{〔〕}光畢，割分田畠，雖譲庶子，不可勤各別御家人役，随本名催促，大番以下可出用途之由，弘長二年九月廿九日書与置文于順光畢，就彼狀給安堵御下文之間，前々御公事，随惣領勤来之处，徳治元・応長元，兩年当国番役之時，明了不并用途之条，難遁其咎云々，如明了陳者，前々御公事任置文，并勤惣領方之条，請取分明也，於徳治以後者，庶子惣領可相並之由，依被定法，混小城所領，令勤仕之，所帶覆勤狀也，非違背之儀云々者，如浄光所進弘長二年九月廿九日尊光置文者，一、大番役事，町別仁倉斗乃納五斗米於本名仁可并也，一、宰府守護乃時被，町別仁錢五文宛於本名仁可并志，条々本名乃催於不可違，又別御家人於不勤，致此并天可令安堵云々，^{〔〕}如正応元年八月十日安堵御下文者，可令早藤原季高法師^{〔〕}領知肥前国々寺并朽井村地頭職及免田畠等事，右任亡父忠俊法師^{〔〕}弘長二年九月廿九日式通讓狀，可令領掌云々就尊光置文，被成御下文之条，無異儀之上，如明了所進順光，浄光二代請取覆勤狀等者，云田率公事，云警固番役，相加惣領令勤仕之由所見也，而於徳治以後者，守法令各別之旨，明了雖申之，庶子惣領可相並之由所被定者，得各別讓之輩，依無分限，相加惣領，令勤仕之時，為増土率之員數，可相並之由，於鎮西被定畢，不可勤別役之旨，本主令誠置之地，難依彼法之由，浄光所申，頗有其謂歟，隨而尊光之跡，庶子之内，平尾七郎入道浄寛分，嘉元四年番役之時，浄光依支申，被經沙汰，可任置文之由裁許畢，明了分不可有差別歟，但於徳治以後者，混小城所領令勤仕之由，帶

守護代為政，明了申之上，今更不及沙汰，至向後御公事者，任尊光置文，可令催勤焉者，依仰下知如件
正和元年十一月廿二日

(北条政頼)
前上総介平朝臣(花押)¹²⁾

惣領である国分寺又次郎長季法師浄光の主張とそれに対する庶子である中津隈六郎判官代法師妻尼明了の反論を整理してみよう。

惣領である国分寺浄光の祖父尊光は嫡子季高法名順光に田島を割分して庶子に譲ったけれども、弘長二年、尊光が順光に与えた置文に従って、庶子は「各別之御家人役」を勤めてはならない。庶子は本名＝惣領の催促に従って、大番以下の用途を負担すべきであると、異国警固番役を庶子が惣領と別個に独立して勤仕したことだけについて認めていないのではなく、「各別之御家人役」を勤めてはならないと、庶子の在り方全てについて惣領に従うべきであると主張しているのである。

即ち、国分寺浄光が主張していることは庶子は「各別之御家人役」を勤めてはならない。本名＝惣領の催促に従って大番以下の用途を負担するだけであると主張しているのである。庶子は異国警固番役をはじめとして全て惣領に従うべきであるとしているのである。

これに対して庶子の明了の反論は前々の庶子の公事の負担分は置文のとおり惣領方に弁勤してきた。請取りもはっきりしている。しかし、「於徳治以後者、庶子惣領可相並之由、依被定法」と、徳治以後は庶子と惣領とが相並ぶ、つまり、庶子が惣領から独立して惣領と同格となるように法に定められた。そのため小城の所領に加えて異国警固番役を勤めた。「令勤仕之、所帯覆勘状也」と、その覆勘状も所有している。

以上、庶子の明了が主張していることは前々は惣領の主張しているとおりでである。しかし、徳治以後は庶子と惣領とが相並ぶように、庶子と惣領が同格となるように法に定められた。そのために惣領から独立して別個に異国警固番役を勤めたのである、と主張しているのである。つまり、明了が主張していることは異国警固番役だけを惣領から独立して勤めただけでなく、庶子の在り方自体を惣領から独立したと主張しているのである。

両者の主張は両極端を示している。勿論、訴訟であるから、自分の主張を有利にするために訴人、論人ともに訴訟の相手に対しては極論を主張するからである。

それではこのような国分寺浄光と庶子である明了との相論についての鎮西探題の判決はどのようなものであったか。鎮西探題の判決の内容をみてみよう。鎮西探題の判決の要旨は次の文に示されている。

庶子惣領可相並之由所被定者、得各別讓之輩、依無分限、相加惣領、令勤仕之時、爲増士率之員数、可相並之由、於鎮西被定畢、

徳治以後に於いては法に基づいて惣領と庶子は別々に異国警固番役を勤めるべきであると庶子の明了は主張している。しかし、庶子と惣領が相並ぶ、即ち、庶子が惣領と同列として惣領と別個に異国警固番役を勤めるべきであると定められたのは、「得各別讓之輩」と、庶子が惣領と別の譲りを得て、それについて安堵の御下文を得た輩でありながら「依無分限」と、分限、即ち、経済力が無いために、「相加惣領、令勤仕之時」と、惣領に加わって、つまり、惣領の支配下で異国警固番役を勤仕している時、「爲増士率之員数、可相並之由、於鎮西被定畢」と、士率の員数を増すために惣領と庶子が同等になることができると、鎮西で定められたのである。

庶子が惣領と相並ぶことができるのは何の条件もなく全く自由に庶子は惣領と対等になることができるのではなく、各別の譲りを得ている庶子でありながら、分限がないために、つまり、経済力が無いために惣領の下に異国警固番役を勤めている御家人に限ってと、鎮西で定められたとしているのである。

更に「不可勤別役之旨、本主令誠置之地、難依彼法之由」と、惣領と別に御家人役を勤めてはならないと本主が誠め置いた地については、この法令は除外されるとしているのである。

庶子が惣領と同等に異国警固番役を勤めることができるのは全く制限がないのではなく、現実には大幅に制限が設けられているのである。以上の条件をみれば、従来であっても庶子が惣領から実質的に独立しているか、何時でも庶子が惣領から独立できるような状態の庶子に限られているのである。

この史料を今一步突っ込んでみてみよう。この史料の内容を整理してみると、

- ① 徳治以後、庶子惣領相並んでそれぞれ別個に御家人役に勤仕するようにとの法令が鎮西で出された。
- ② その趣旨は士率の増加をはかることにあった。
- ③ しかし、讓状の中に御家人役は各別に勤めず、惣領の下に寄り合っただけ勤めよとの本主の誠めがある場合は①の定めは適用されない。

以上の三点に要旨を整理することが出来る。②、③の内容は当然である。この史料の内容で確認されなければならないのは①についてである。「庶子惣領可相並之由、所被定者」の内容が、庶子と惣領の関係全体に及ぶ関係を意味

しているのか、或いは庶子と惣領の関係を異国警固番役のみに限定しているのか、今一度確認してみる必要があるであろう。例えば、庶子惣領相並んでそれぞれ別個に御家人役を勤仕するようになると、庶子惣領相並ぶを御家人役についてと扱えば、庶子惣領が相並ぶという関係は庶子と惣領の関係全てに係る関係となり、庶子は全て惣領から独立することができるということになるであろう。

しかし、この史料の「庶子惣領可相並之由、所被定者」の庶子、惣領が相並ぶべきとする庶子、惣領についての関係はそのような庶子と惣領の全体に係る関係を指しているのであろうか。もし、庶子、惣領が相並ぶべきとしている関係を異国警固番役に限って定めているとしているのであれば少し事情が異なるであろう。庶子惣領可相並が、庶子と惣領との全体の関係を指しているのか、庶子と惣領との異国警固番役の勤仕の関係のみを指しているのか、確認してみる必要があるであろう。

この裁許状の外題をもう一度確認してみよう。

肥前國々分寺地頭又次郎長季法師法名浄光与中津隈六郎判官代法師法名妻尼明了相論、異賊警固番役以下事となつてゐる。国分寺又次郎長季法名浄光と中津隈六郎判官代寂妙法師法名妻尼明了との相論の主たる内容は「異賊警固番役以下事」とあり、相論の判決文の外題が記している内容は異賊警固番役とそれ以下の事とあるが、相論の主たる内容は異賊警固番役をめぐるであつたととらえることはできないであろうか。また、浄光が明了を難遁其咎として訴えている点は

前々御公事、随惣領勤来之处、徳治元・応長元両年当國番役之時、明了不弁用途之条、難遁其咎云々と、前々の御公事は惣領に随つて勤来っていたが、徳治元年と応長元年の両年の肥前国の番役、即ち、異国警固番役の時、明了が用途を弁じなかつたことを訴えているのである。即ち、浄光は明了が異国警固番役の用途を弁じなかつたことを訴えているのである。

このような浄光の主張について、裁許状に記されている明了の反論を記すと

於徳治以後者、庶子惣領可相並之由、依被定法、混小城所領、令勤仕之、所帶覆勘状也、非違背之儀云々

と、明了は徳治以後は庶子と惣領が相並ぶべきであると定法せられたので、小城所領に混えて、異国警固番役を勤仕した。その覆勘状は所有していると、浄光に反論している。ここで明了が浄光に対して「庶子惣領可相並」のことで具体的に示している内容は「令勤仕之 所帶覆勘状也」とあり、異国警固番役のことについてである。

また、明了が浄光に敗訴した理由の一つとして鎮西探題が挙げている以下の例がある。

隨而尊光之跡、庶子之内、平尾七郎入道浄覚分、嘉元四年番役之時、浄光依支申、被沙汰、可任置文之由裁許畢、明了分不可有差別歟、

浄光の祖父尊光が庶子に譲つた分の内で、平尾七郎入道浄覚に譲つた分がある。つまり、平尾七郎入道浄覚は国分浄光の庶子である。この平尾七郎入道浄覚は嘉元四（1306）年に番役を勤仕した。即ち、異国警固番役に勤仕したのである。このことについて国分浄光が訴えたので裁判となり、尊光の置文に従うように裁許されたのである。

浄光の庶子平尾七郎入道浄覚は嘉元四年、惣領浄光と別に独立して異国警固番役を勤仕したことについて惣領の浄光から訴えられたのである。ここで明らかなのは庶子平尾七郎入道浄覚が惣領の浄光と別に嘉元四年、異国警固番役を勤仕したことである。そして、そのことを例にとり、鎮西探題は「明了分不可有差別歟」と、明了についても平尾七郎入道浄覚の扱いと差別、つまり、違いがあつてはならないとしているのである。

以上のように庶子明了と惣領浄光との間で具体的に争われているのは、庶子と惣領との関係の全てについてではなく、異国警固番役について、庶子が惣領から独立して独自に勤仕していることについてである。

従つて、「庶子惣領可相並之由、所被定者」は庶子と惣領全ての関係について鎮西探題が認めたのではなく、異国警固番役の勤仕について、庶子が惣領から独立して勤仕することを認めた言である。「得各別讓之輩、依無分限、相加惣領、令勤仕之時、爲増士率之員数、可相並之由、於鎮西被定畢」の文言をもう一度読み返してみよう。令勤仕之時の勤仕とは何か。具体的には異国警固番役の勤仕のことである。即ち、異国警固番役の士率の員数＝軍兵の人数を増やすために惣領と別に譲りを得た武士が経済力が無くて、惣領に加かつて異国警固番役を勤仕しているような場合、惣領から独立して異国警固番役を勤仕すべきであると鎮西で定められた、という意である。このことから「庶子惣領可相並」が庶子と惣領の全ての関係を同等にするということではなく、異国警固番役の勤仕について述べている趣旨であることは明らかであろう。

嘉暦四（1329）年、肥前国御家人橘薩摩愛蓮公則は惣領橘薩摩孫次郎公重と同国長嶋庄下村島地等について和与をした。その和与の取り決めの中に次の一文がある。

一、惣領職事、公義家督相承之上者、於関東御公事以下者、一向惣領孫次郎公重可爲支配候、但至鎮西番役警固以下者、無惣領違乱、爲各別可令勤仕候矣、¹³⁾

明了と浄光の相論の裁許に遅れること十五年後の和与である。この和与の文を箇条でまとめると、

①惣領職については惣領孫次郎公重が祖父公義から相承している以上は関東御公事以下は一向に惣領孫次郎公重の支配である。

②しかし、鎮西番役警固以下については惣領孫次郎公重は爰蓮公則に違乱をしてはならない。爰蓮公則と惣領孫次郎公重は各別に勤仕する。

即ち、関東御公事以下は従来どおり惣領の支配とする。しかし、異国警固番役については庶子は惣領から独立して勤仕することとし、更に庶子が惣領から独立して、惣領と別個に異国警固番役を勤仕することについて、惣領はそれを違乱してはならない、としているのである。つまり、異国警固番役の勤仕に限って庶子は惣領から独立して勤仕することとしているのである。それ以外については従来どおり庶子は惣領に従うべきであるとしているのである。

この庶子爰蓮公則と惣領公重との取り決めが両者の個人的意志のみで決められた訳でないことは言うまでもないであろう。この肥前国御家人橘薩摩爰蓮公則と惣領橘薩摩孫次郎公重との和与の惣領職と異国警固番役についての取り決めは鎮西探題、延いては鎌倉幕府の方針を反映したものである。

更にこの爰蓮公則と惣領公重との取り決めの中身は、先にみた明了と浄光の相論とも当然のことであるが、同一の流れであった筈である。即ち、明了と浄光の相論についても、本来的には明了が惣領浄光から異国警固番役については独立して勤仕することを認める趣旨であったのであろう。但し、明了が惣領から独立して異国警固番役を勤仕するには祖父尊光の「不可勤別役之旨」の本主の誠があり、鎮西探題の「本主令誠置之地、難依彼法」の但し文があって、その意図を否定されてしまったのである。

先に肥前国御家人大河三郎幸資と大河孫太郎能幸の異国警固番役等についての鎮西探題の裁許をみた。この例に於いても、鎮西探題は惣領大河三郎幸資に大河孫太郎能幸が犬法師丸名の田地を避与える代わりに、惣領大河三郎幸資と別に大河孫太郎能幸が自由に異国警固番役を勤仕すべきであると裁決してしているのである。庶子の大河孫太郎能幸は惣領大河三郎幸資と別に異国警固番役に限って独立して勤仕することを認められたのである。

以上のようにみれば、「庶子惣領可相並」の趣旨は、庶子と惣領の関係全てについて庶子が惣領から独立して、庶子と惣領とが同等になるということではない。「庶子惣領可相並」は異国警固番役に限って庶子と惣領とが同等になること、即ち、庶子が惣領から独立して独自に勤仕するということである。

勿論、庶子が惣領から独立することが異国警固番役を勤仕することに限定されたとしても、庶子が惣領から全てに渡って独立することが助長されることは言うまでもないであろう。庶子が惣領から独立して異国警固番役を勤仕することが認められるのは、「不可勤別役之旨、本主令誠置之地、難依彼法」と、本主が誠置の地は別であり、この法は適用されないと、例外の規定が設けられていたにもかかわらず、このような規定を無視して異国警固番役を惣領から独立して勤仕した明了や平尾七郎浄覚の例がこれを示しているであろう。明了や平尾七郎浄覚は例外の規定に触れ、惣領から独立して異国警固番役を勤仕することは出来ないと言われたにもかかわらず、例外の規定を無視し、惣領から独立して異国警固番役を勤仕しているのである。

異国警固番役に限ってとはいえ、惣領の庶子に対する統制の一角を崩すことが、鎌倉幕府によって公的に認められたならば、それが切っ掛けになって、庶子の惣領に対する独立化が全ての面に広がり、庶子の惣領からの独立が益々全面化することは当然である。

尚、士卒の員数=軍兵の人数を増すために「庶子惣領可相並」という政策を何時頃から鎌倉幕府はとり出したのであろうか。明了はその主張の中で徳治以後であると述べている。

弘安六年十一月十八日、大隅国守護千葉宗胤は大隅国御家人佐多弥四郎親治と佐多弥九郎定親との異国警固番役についての相論を裁決した。

大隅国御家人禰寝南佐佐木村本地頭彌四郎親治与同国御家人佐佐木西方本地頭彌九郎定親相論異国警固番役事、右兩方雖申子細、所詮、定親於各別御家人、帶安堵御下文之上者、警固番役事、可致各別勤仕之狀、所仰下知如件
弘安六年十一月十八日

(千葉)
宗胤(花押)¹⁴⁾

佐佐木弥四郎親治と佐佐木弥九郎定親との異国警固番役をめぐる相論について、「所詮、定親於各別御家人、帶安堵御下文之上者、」と、佐佐木弥九郎定親が惣領の佐佐木弥四郎親治と別の安堵下文を給り、各別の御家人である以上は異国警固番役についても、「可致各別勤仕」と、佐佐木弥四郎親治と別に勤仕すべきであるとしている。徳治元年よりも二十三年前の弘安六年の時期であり、蒙古襲来の弘安の役の直後の頃である。

このようにみえてくると各別の下文を得ている庶子が惣領から独立し異国警固番役を勤仕することを鎌倉幕府の方針として認めるようになったというか、進めるようになったのは徳治年間よりも早く、蒙古襲来の弘安の役の直後に

始まったとみていいのではなからうか。

長門国警固事、御家人不足之由、信乃判官入道行一令言上之間、所被寄周防・安芸也、異賊襲来之時者、早三ヶ国相共、可令禦戰之狀、依仰執達如件

建治元年五月十二日

(北条義政)
武藏守在判
(北条時宗)
相模守在判

(信時)
武田五郎二郎殿¹⁵⁾

長門国警固事、無勢之由、被聞食之間、所被寄周防・安芸・備後也、且四箇国結番、警固要害之地 且異賊襲来者、相共可令防戰之狀、依仰執達如件

建治元年五月廿日

(北条義政)
武藏守在判
(北条時宗)
相模守在判

(信時)
武田五郎二郎殿¹⁶⁾

以上の史料が示されているように文永の役が終わった直後の建治元年、前者は長門国守護の二階堂行一が御家人の不足を鎌倉幕府に上申し、鎌倉幕府がそれに対して安芸、周防国の御家人を寄せて禦ぐことを命じたものであり、後者は長門国の警固に当たっては御家人が不足しているために鎌倉幕府が周防、安芸に更に備後国の御家人を加えて、長門国と合わせて四箇国で結番して警固すべきことを命じたものである。

こうしたことにみられるように鎌倉幕府は文永の役で軍兵の不足を痛感したであろうことは当然であり、文永の役の後、再度の蒙古襲来に対する備えとして、異国警固番役を整備するとともに、士卒の員数、即ち、軍兵の増員を企図したことは当然であろう。

以上のように考えると、各別の下文を得ている庶子が惣領から独立して異国警固番役を勤仕する方針を鎌倉幕府が打ち出したのは、もっと早く異国警固番役を整備した時期だと考えることができるであろう。

更にまた、このような鎌倉幕府の異国警固番役の方針に敏感に反応して、それよりも前、蒙古襲来の文永の役が始まると、これを好機と捉えて、庶子は惣領から独立して異国警固番役的な行為、即ち、惣領と別個に独立して出兵したものであろう。

蒙古人用心番、就惣名志賀太郎、可被勤仕由事、可存其旨候、仍執達如件

文永十二年

五月十二日

(大友頼泰)
前出羽守在判¹⁷⁾

蒙古襲来の文永の役の翌年、大友頼泰は豊後国大野庄志賀村地頭志賀禪季に異国警固番役は惣領志賀太郎泰朝について勤仕すべきことを命じている。志賀禪季が惣領志賀太郎泰朝から独立して異国警固番役を勤仕しようとしたことを誠しめたものである。文永の役の翌年のことである。このことは蒙古襲来を切っ掛けとして、庶子が惣領から独立して異国警固番役を勤仕して、惣領から独立を企図していることを物語っている。このような異国警固番役を勤仕することによって惣領から独立しようとする庶子の動向は徳治年間や蒙古襲来の弘安の役の後の時期から始まったものではない。もっと早く、初度の蒙古襲来である文永の役と異国警固番役の整備を切っ掛けに始まったものであることを示しているであろう。

話を竹崎季長に戻そう。以上の肥前国の大河孫太郎能幸、明了、平尾七郎入道浄覚、橘薩摩愛蓮、大隅国御家人佐汰弥九郎定親等にみられるように、竹崎季長も肥後国の竹崎氏の庶子として蒙古襲来を切っ掛けとして惣領からの独立を企図したであろうことは当然である。竹崎季長もこのような庶子達と同様な状況にあったのである。竹崎季長が蒙古襲来を惣領から独立する絶好の機会と捉えたことは言うまでもないであろう。竹崎季長が惣領と別に各別の御下文を賜っていた御家人であるかどうかは定かではない。しかし、竹崎季長が蒙古襲来を惣領から独立する絶好の機会と考え、惣領と別に文永の役では単独の武士団を編成して出陣したのである。

大河孫太郎能幸、明了、平尾七郎入道浄覚、橘薩摩愛蓮等と同様に惣領から独立するため、蒙古襲来の文永の役を好機と捉えたのである。繰り返すが、竹崎季長は文永の役では先駆けをしたが、恩賞を賜うことはできなかった。そのために竹崎季長は鎌倉に参り、鎌倉幕府の御恩奉行の安達泰盛に庭中し、安達泰盛の好意によって海東郷の地頭職を賜り、その下文を賜った。先に述べたように竹崎季長が惣領と別に各別の恩下文を賜った身分の御家人であったかどうかは定かではない。恐らく竹崎季長はそれ迄惣領と別の各別の御下文を賜った御家人の身分にはなかったであろう。

竹崎季長は何故に文永の役で軍功を認められなかったことについて、鎌倉に迄参り、安達泰盛に庭中したのであろうか。単純に蒙古襲来絵詞に記されている竹崎季長の主張をそのまま受けとれないであろう。竹崎季長は恩賞の獲得を目的とするとともに、もう一つの目的としたことはそれについての各別の御下文を得ることではなかったのであ

うか。

各別の御下文があれば庶子であっても惣領と並ぶ、つまり、惣領から独立して、惣領と同じ身分となることができるのである。竹崎季長が蒙古襲来に於いて、軍功を挙げることによって恩賞を賜り、それとともにそれについて各別の御下文を賜うことができれば、竹崎季長の念願である惣領からの独立がかなうのである。以上のように考えると、竹崎季長が文永の役での軍功を認めてもらうために鎌倉に参り、安達泰盛に庭中した竹崎季長の軍功への執着の理由が肯づけるであろう。

三 竹崎季長とその正義

安達泰盛は竹崎季長の先段に述べたような心中と庶子としての状況を見抜き、考慮した上で竹崎季長に文永の役での軍功として海東郷の地頭職とそれについての御下文を与えたのであろう。数多くの庶子が惣領からの独立を意図し、そのような庶子の意向を積極的に支援することで、安達泰盛は武士達の心を掴んでいったのであろう。竹崎季長が鎌倉の甘縄の安達泰盛邸で、安達泰盛に従っていた肥前国御家人中野藤二郎に会ったが、先にみたように中野藤二郎は肥前国の御家人後藤氏の庶子であったこともこのような状況とみることができるであろう。

竹崎季長は惣領から独立することに一所懸命であった。そして竹崎季長は惣領から独立する機会を蒙古襲来での活躍に賭けたのである。そのような竹崎季長の目論見と安達泰盛の意向とが一致し、竹崎季長は海東郷の地頭職とその御下文を得て、各別の下文を得た御家人となることができたのである。

また、文永の役に於ける鳥飼渦の塩屋での竹崎季長の先駆けについて、分捕、討死でないために本来軍功を認められなかったにもかかわらず、少貳景資が書下を与えて軍功を認めてやったことも、少貳景資の安達泰盛と同様な惣領から独立を企図する庶子に対する配慮からされた好意であったと捉えることができるであろう。

安達泰盛と少貳景資の人を魅き付けるキャラクターについては先にみた。このような人を魅き付けるキャラクターが、安達泰盛と少貳景資の周囲に多くの武士を集め、鎌倉幕府の内や、九州の武士の内での最有力者としての勢力を築いた一つの理由として挙げることができるであろうことについては先にみたとおりである。勿論、竹崎季長もこれらの両者のキャラクターに大いに魅かれて、両者に好意をもったことは当然である。

更に安達泰盛や少貳景資が惣領から独立を企図する庶子の意向を吸み、そのような庶子を積極的に支援する好意的な行為が竹崎季長にとっても大変有難い存在であったことは当然であろう。繰り返すが竹崎季長の文永の役の鳥飼渦の塩屋で本来軍功と認められなかった先駆けの功について、少貳景資は書下を与え、また、安達泰盛は海東郷の地頭職とその御下文を賜る心遣いをしてやったのである。このような両人の好意的な行為があつてこそ、竹崎季長は各別の下文を得た御家人となることができたのである。竹崎季長がこの両人の好意的な行為に対して大変恩義を感じたことは当然であろう。

竹崎季長が蒙古襲来絵詞の詞書で態態少貳景資との出会いを記したり、態態画面の一つの全部を使って博多沖の浜に陣を布いている少貳景資を美々しく描き、また、安達泰盛については安達泰盛の邸宅に於ける同人を大変美しく、且威風堂々とした様子で描いたり、更に同人の邸宅を大規模にして、且こと細かく丁寧に描いたり、また、その子である肥後国守護代の安達盛宗をも威風堂々、且美々しい武者姿に描き、詞の十五でも「やすもりの御事」と特に安達泰盛のことを名指して記しているのは、そのような竹崎季長の心情の表れである。

以上のように竹崎季長は安達泰盛と少貳景資のキャラクターに感じ、また、安達泰盛と少貳景資の竹崎季長に対する配慮等から両人に対して竹崎季長は深く恩義を感じていたと思われる。

それでは両人に対してこのような心情にあった竹崎季長は幕府による安達泰盛の討伐に対し、また、少貳景資の討伐に対してはどのような対処をしたのであろうか。

別項に於いて、大隅国御家人佐多弥九郎定親が岩門合戦の時、たまたま博多に滞在し、討手に加わり、安達盛宗の討伐に馳向かったことをみた。佐多弥九郎定親は先にみたように「所詮、定親於各別御家人、帯安堵御下文之上者」とあり、惣領の佐多弥九郎親治と別の各別の安堵の下文を賜った御家人である。大隅国の御家人佐多弥九郎定親のこうしたような行動が当時の武士の普通の行動ではあるまいか。何か事件が起きたような場合、幕府や守護等の下に馳せ参じ、それらの手に加わって戦うというのが当時の御家人の普通の在り方であろう。

別項で少貳景資の討伐軍の構成についてみてみた。少貳景資の討伐に当たった武士は肥前国守護北条時定に率いられた肥前国の武士達、鎮西探題が成立すると鎮西探題の引付となった北条氏と密接な関係にある武士、以上と筑前国御家人野介次郎右衛門入道、蓮、筑後国御家人三原八郎種能等その本拠地が少貳景資の拠った岩門城の近隣にある武

士達である。これら少貳景資の討伐に当たった武士達で三番目のグループに属する武士達は少貳景資の拠った岩門城の近隣を本拠地としているために、討伐の騒動の勃発に伴って、討伐に馳け付けたであろうことは別項でみたとおりである。野介次郎右衛門入道・蓮や三原八郎種能のように事件の勃発に伴って馳向かい、討伐軍に加わるのが当時の御家人や武士の通常の在り方であったのであろう。別項にみた佐多弥九郎定親の岩門合戦での安達盛宗の討伐に際しての行動も正にこのような行動である。

ここで肝心なことは佐多弥九郎定親にしる、筑前国御家人野介次郎右衛門入道・蓮や筑後国御家人三原八郎種能にしる、これらの武士はいずれも討伐される側の安達盛宗や少貳景資方に馳付けたのではなく、討伐する北条氏方に馳付けていることである。安達盛宗の父安達泰盛や少貳景資の武士達を魅き付けたキャラクターや、安達泰盛や少貳景資の武士達に対する気遣いや配慮とは冷酷な迄に無関係に、武士達は北条氏方に馳付けて、北条氏方として安達盛宗や少貳景資方の討伐に加わっているのである。

竹崎季長についても、竹崎季長がもし、少貳景資や安達泰盛、安達盛宗の討伐の現場に居合わせたとしよう。竹崎季長にとって安達泰盛や少貳景資は大変好意的な人物であり、恩義のある人物である。しかし、竹崎季長は竹崎季長にとってそういう人物であっても、討伐される側の安達泰盛や少貳景資の与党として行動するという事は考えられないであろう。確かに竹崎季長は心情的には安達泰盛や少貳景資に同情することはあるであろう。しかし、武士としての生き方、どう行動するかはそのような心情とは全く別であろう。心情として同情するという気持ちと、鎌倉御家人として、武士として、どう生きるべきかということ、即ち、在地領主として領主制を如何に維持していくべきかということ、そして、そのためにはどう行動すべきか、即ち、軍忠を挙げるということは全く別の次元の話である。心情として同情する。従って、同情する対象と同一行動をとる。即ち、与党として行動すると短絡的に把えるべきではないであろう。当時の鎌倉御家人は軍忠を挙げて自らの領主制を維持、発展させていくことを原則として行動したと考えるべきであろう。岩門合戦の少貳景資と安達盛宗の討伐にあたって、そのような鎌倉御家人の生き方を示しているのが先にみた佐多弥九郎定親、野介次郎右衛門入道・蓮、三原八郎種能等の行動である。

竹崎季長は、竹崎季長がもし、安達泰盛、少貳景資の討伐に遭遇したならば、このような御家人達と全く同様に幕府方、北条氏方として安達泰盛、少貳景資の討伐に加わったであろう。

蒙古襲来絵詞の詞十五は竹崎季長が安達泰盛の好意に対して感謝の気持ちを述べている詞書である。文永の役の軍忠として、竹崎季長が海東郷の地頭職を賜うことができた恩人であり、そのことについて感激して述べている箇条である。しかし、この詞十五で竹崎季長は安達泰盛のために粉骨砕身するとは一言も表明していない。竹崎季長が詞十五で述べていることは「向後も又君の御大事あらん時は最前にさきをかくへきなり、これをけふのことすへし」と、恩賞を賜ったことについて、君の扱いに感激するとともに、今後も君に御大事が生じた時には、君のために最前に先を駆ける。また、更にそのことを一生の覚悟とすると、決意を固めたと結んでいるのである。

竹崎季長がここで君と称しているのは言う迄もないことであるが、安達泰盛ではない。君とは將軍のことである。竹崎季長は將軍のために最前に先を駆ける。そしてそのことを今日心に覚悟したと、決意を新にしているのである。竹崎季長は意気を感じたり、恩義を受けた安達泰盛に対してではなく、將軍のために働くとしているのである。

言う迄もないことであるが、蒙古襲来絵詞の詞十五、詞十六は永仁元年二月九日の日付が記されている。蒙古襲来絵詞の詞十五、詞十六に記す永仁元年二月九日の日付は同年の八月五日に永仁と改元されていることから、本来は改元前の元号である正応であることが正しく、また、このことから蒙古襲来絵詞は詞十五、詞十六の記す永仁元年より後年に作製されたとする。事実は蒙古襲来絵詞が作製された時期は永仁元年二月九日よりそう下らない日付と考えられる。

この蒙古襲来絵詞が作製された時期の永仁元年四月廿二日、安達泰盛を討伐した平頼綱は北条貞時に討つ手を指し向けられて鎌倉経師ヶ谷の館に滅んだ。北条九代記はこの事件について、

同（永仁元年四月）廿二日寅刻。平左衛門尉頼綱法師景圓一族被誅訖。但宗綱脱灾。配流佐渡國訖。¹⁸⁾と記している。

この事件の翌々年の永仁三年六月九日、鎌倉幕府は北条九代記に
三年乙未

六月廿九日評云。弘安合戦事。賞罰共以不可有其沙汰。八月廿五日被召連署起請文。¹⁹⁾と記されているように、霜月騒動の賞罰についてはその沙汰を行わないと決定した。即ち、霜月騒動の件については今後、賞についても、罰についても一切触れないと決定したのであり、霜月騒動で討伐された側であった安達泰盛等についてもその罰を触れないとしたのである。つまり、安達泰盛等の罪を問うことはないとしたのである。

竹崎季長が蒙古襲来絵詞を作製したのはこの時期であろう。従って、竹崎季長が蒙古襲来絵詞を作製した時期には

安達泰盛や少貳景資を正当に評価しても処罰される恐れや不利益を被る恐れが既に失くなった時期であると考えていいであろう。しかし、竹崎季長はこのような時期でも、「向後も又々君の御大事あらん時は最前にさきをかくへきなり・・・」と、記しているのである。竹崎季長は安達泰盛や少貳景資のために働くとはしていないのであり、これが竹崎季長の本心である。

竹崎季長は決して人に対する気持ちの鈍感な人物ではない。大変繊細な心情の人物である。別項で述べたように蒙古襲来絵詞の詞十二に記されている一例を挙げれば、竹崎季長がたかまさの船に乗せてもらった時、竹崎季長は自分の兜を、自分の船の従者に持たせたままで兜を持たなかったために、兜を着けていない竹崎季長を気の毒に思ったたかまさが自分の若党の兜を脱がせて竹崎季長に与えようとした時、竹崎季長はその兜を借りて身に着けたかたであろうにもかかわらず、その兜を借りなかった。再三たかまさ竹崎季長にたかまさの若党の兜を着けるようすすめたにもかかわらず、竹崎季長はそれを断った。竹崎季長は自分が兜を借りたために、自分に兜を貸したたかまさの若党が討死するであろうことを気遣ったのであり、また、その若党が討死したら、遺された若党の妻子が歎くであろうことを気遣ったのである。

竹崎季長の心情をこのように捉えれば、竹崎季長を気遣ったり、竹崎季長に恩義を与えてくれた少貳景資や安達泰盛が討伐されることについて、竹崎季長は決して少貳景資や安達泰盛に同情や憐れみの気持ちを懐かなかつた筈はなかったであろう。

しかし、そのような竹崎季長の心情と、竹崎季長が幕府や北条氏による少貳景資や安達泰盛の討伐に際してどう行動するかは全く別である。竹崎季長は領主として自らの領主制の維持と拡大を第一義として行動することは当然である。竹崎季長の少貳景資や安達泰盛の討伐に際しての行動の原則が以上のとおりであるとすれば、竹崎季長は少貳景資や安達泰盛の方ではなく、討伐する側として行動するのが当然である。もし、少貳景資や安達泰盛の勢力が鎌倉幕府や鎮西探題を凌ぐものであったならば別であらうだろう。しかし、少貳景資や安達泰盛が人望があり、武士団として大きな勢力を有していたとしても、鎌倉幕府や鎮西奉行人を凌ぎ、或いは圧倒する程の勢力には程遠い勢力であり、時の政権であるそれらに討伐されれば忽ちにして滅亡する存在である。少貳景資や安達泰盛の勢力がこのような存在であるとするならば、自らの領主制の維持や拡大を望む竹崎季長が少貳景資や安達泰盛に与する筈はないであろう。竹崎季長が少貳景資や安達泰盛に与すれば、鎌倉幕府や鎮西奉行人に対する以上のような少貳景資や安達泰盛の存在から、忽ちにして竹崎季長の領主制を維持する、拡大するという望みは崩れてしまうからである。

鎌倉時代の御家人等の武士にとって領主制を維持する、拡大するという生き方は正義である。将軍を頂点として、御家人を基盤とした鎌倉幕府の体制が何故に創られたのであるか。言う迄もなく、御家人等の領主が領主制の維持と拡大を目指し、その実現のために創り出された体制である。従って、このような政治体制では御家人等の武士が領主制の維持と拡大を実践することが正義となるのである。そのような正義は個人的な好意や恩義に優る論理である。仮に将軍等の為政者がその実現をなしえない場合は、将軍等を頂点とした体制は忽ちにして崩壊してしまうであろう。竹崎季長が鎌倉幕府の御家人として何を正義として生きているのかという領主の論理と、竹崎季長の心情とを混同したり、取り違えてはならないであろう。

注

- 1) 佐賀県史料集成古文書編第29巻129頁
- 2) 太田亮 姓氏家系大辞典 武雄後藤氏の項
- 3) 佐賀県史料集成古文書編第19巻116頁
- 4) 蒙古襲来絵詞詞 8
- 5) 蒙古襲来絵詞詞 7
- 6) 蒙古襲来絵詞詞15
- 7) 鎌倉遺文18097
- 8) 石井進 鎌倉武士の実像283頁
- 9) 鎌倉遺文20347
- 10) 瀬野精一郎 鎮西御家人の研究377～381頁
- 11) 川添昭二 注解元寇防塁編年史料377～380頁
- 12) 鎌倉遺文24706
- 13) 鎌倉遺文30519
- 14) 鎌倉遺文15003
- 15) 鎌倉遺文11910

- 16) 鎌倉遺文11913
- 17) 鎌倉遺文11883
- 18) 續群書類従第二十九輯上
- 19) 續群書類従第二十六輯

末尾であるが、「霜月騒動について」「岩門合戦について」「竹崎季長と霜月騒動，岩門合戦」の論稿をなすにあたって，川添昭二先生より懇切な御教示と御指導を賜った。御多忙のなか態態作製して戴いた関係文献の目録や多くの関係文献を御送り戴いた，先生の御好意に対して深く感謝する次第である。